## 新型コロナウイルス関連情報 (6月19日現在)

1 墺連邦保健省によれば、19日(金) 15時現在、新たにオーストリア国内で32名の新型コロナウイルス(COVID-19) 感染の確定症例が発生し、死亡事例の発生はなかった旨報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は17、187名(内死亡数:688名、治癒数:16、141名))となります。

国内発生状况(州:累計確定症例数(前日比))

・ウィーン市(州) : 3,621名(+12)(内死亡187名,治癒3,216名)

・チロル州 : 3,541名 (+ 0)(内死亡108名,治癒3,442名)

・ニーダーエーステライヒ州: 2,939名(+ 7)(内死亡100名,治癒2,761名)

・オーバーエーステライヒ州: 2,336名(+ 3)(内死亡 61名,治癒2,240名)

・シュタイアーマルク州 : 1,849名 (+ 4)(内死亡151名,治癒1,661名)

・ザルツブルク州 : 1,230名 (+ 4)(内死亡 38名,治癒1,202名)

・フォアアールベルク州 : 907名 (+ 0)(内死亡 19名, 治癒 888名)

・ケルンテン州 : 419名 (+ 1)(内死亡 13名, 治癒 402名)

・ブルゲンラント州 : 345名 (+ 1)(内死亡 11名, 治癒 329名)

2 18日、シャレンベルク外相は、オーストリア入国に際して求めている新型コロナウイルスの陰性証明書の提示義務及び自己隔離措置義務を適用しない31か国に加えて、21日よりスペインを追加する旨発表し、墺保健省も関係省令の改正を公布しました。

(当館注:本件措置により対象地域における長期滞在資格を有する在留邦人については、対象地域間の移動についてのオーストリア側の制限は停止されることになりましたが、我が国を含む第三国からの移動や長期滞在資格を有しない邦人については、引き続き現行の制限・措置が課されています。)

なお、スペインを加えた特定国32か国(以下特定国一覧参照)からオーストリアに入国した者であって、オーストリア又はこれらの国のいずれかに住所又は居所を有する者については、新型コロナウイルスの陰性証明書の提示義務及び14日間の自己隔離措置義務の規定は適用されません。ただし、過去14日間にオーストリア又は特定国以外に滞在していない旨を疎明しなければなりません。

(特定国一覧)

アイスランド,アイルランド,アンドラ,イタリア,エストニア,オランダ キプロス,ギリシャ,クロアチア,サンマリノ,スイス,スペイン,スロバキア スロベニア,チェコ,デンマーク,ドイツ,ノルウェー,バチカン,ハンガリー フィンランド,フランス,ブルガリア,ベルギー,ポーランド,マルタ,モナコ ラトビア,リトアニア,リヒテンシュタイン,ルーマニア,ルクセンブルク

3 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染する とされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めて ください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関(AGES)は、新型コロナウイルスへの 感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療 目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考:コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔(特に口,目,鼻)を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・鼻をかむ際、咳をする際は使い捨てティッシュに行うか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

## 【参考】

- オーストリア保健省
- ○新型コロナウイルス情報(独語)

https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-

Coronavirus-(2019-nCov).html

○新型コロナウイルス・ホットライン (独語・英語)

Infoline Coronavirus: 0800 555 621 (月一金, 9:00-17:00)

ウェブサイト: https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/

- 日本厚生労働省
- ○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/dengue\_fever\_qa\_00001.html

- 世界保健機関(WHO)
- ○ウェブサイト: https://www.who.int/health-topics/coronavirus

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所: Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話: (市外局番01) 531920

Fax: (市外局番01) 5320590

ホームページ: https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html